

四日市市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第53号

四日市市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

四日市市健康増進法施行細則（平成20年四日市市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

給食施設開始（再開）届

年 月 日

四日市市長 宛て

施設の設置者
住所 〒

氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり給食を開始（再開）しましたので、
より届け出ます。

（健康増進法第20条第1項
健康増進法施行細則第2条第3項
において準用する同条第1項）

の規定に

1 施設の名称

所在地 〒

管理者 職名

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

2 給食の開始（再開）日

年 月 日

3 施設の種類

- (1) 学校 (5) 老人福祉施設 (9) 寄宿舍
(2) 病院 (6) 児童福祉施設 (10) 矯正施設
(3) 介護老人保健施設 (7) 社会福祉施設 (11) 自衛隊
(4) 介護医療院 (8) 事業所 (12) 一般給食センター
(13) その他施設 ()

4 給食の運営形態 (1) 直営 (2) 委託 (委託先:)

5 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数（定員がある場合には、定員を記入すること）

朝食	昼食	夕食	その他	計
食	食	食	食	食

6 管理栄養士及び栄養士の員数（常勤のみ）

管理栄養士	栄養士	計
人 ()	人 ()	人 ()

(備考)

1 施設の種類の種類は、該当する番号を○で囲んでください。

2 施設の種類の種類

- (1) 学校とは、学校教育法に規定する学校やこれらに類するもの、及び認定こども園（当該施設が幼稚園である場合に限る。）をいいます。
 - (2) 病院とは、医療法に規定する病院をいいます。
 - (3) 介護老人保健施設とは、介護保険法に規定する介護老人保健施設をいいます。
 - (4) 介護医療院とは、介護保険法に規定する介護医療院をいいます。
 - (5) 老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設をいいます。
 - (6) 児童福祉施設とは、児童福祉法に規定する施設やこれらに類するもの、及び認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）をいいます。
 - (7) 社会福祉施設とは、生活保護法、身体障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、社会福祉法等に規定する社会福祉施設（児童福祉施設に関するものを除きます。）及びこれらに類するものをいいます。
 - (8) 事業所とは、労働基準法に規定する事業所又は事務所をいいます。
 - (9) 寄宿舎とは、学生又は労働者を寄宿させる施設及びこれらに類するものをいいます。
 - (10) 矯正施設とは、刑事収容施設、刑事施設、少年院、少年鑑別所及びこれらに類するものをいいます。
 - (11) 自衛隊とは自衛隊法に規定する自衛隊をいいます。
 - (12) 一般給食センターとは、特定した施設に対して継続的に食事を供給している施設であって、(1)から(8)までに該当しない施設をいいます。
 - (13) その他施設とは、(1)から(12)までに該当しない施設をいいます。
- 3 予定給食数の「その他」には、おやつ、補食は含めず、食事として栄養管理する夜勤食などがある場合は記入してください。
- 4 管理栄養士及び栄養士の員数については、総数を記入し、() に施設側員数を再掲してください。

第2号様式（第2条関係）

給食施設変更届

年 月 日

四日市市長 宛て

施設の設置者
住所 〒

氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり給食施設に変更がありましたので、
より届け出ます。

健康増進法第20条第2項
健康増進法施行細則第2条第3項
において準用する同条第2項

の規定に

1 施設の名称

所在地 〒

管理者 職名 氏名

電話番号 ファクシミリ番号

2 変更日 年 月 日

3 変更内容

変更事項	変更前	変更後
該当する番号に○を付けてください。 1 設置者名 2 設置者の住所 3 給食施設の名称 4 給食施設の所在地 5 給食施設の種類 6 給食の運営形態 7 1日の予定給食数及び各食ごとの 予定給食数（定員がある場合には、定 員を記入すること） 8 管理栄養士及び栄養士の員数 （常勤のみ）		

(備考)

1 施設の種類

- (1) 学校とは、学校教育法に規定する学校やこれらに類するもの、及び認定こども園（当該施設が幼稚園である場合に限る。）をいいます。
 - (2) 病院とは、医療法に規定する病院をいいます。
 - (3) 介護老人保健施設とは、介護保険法に規定する介護老人保健施設をいいます。
 - (4) 介護医療院とは、介護保険法に規定する介護医療院をいいます。
 - (5) 老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設をいいます。
 - (6) 児童福祉施設とは、児童福祉法に規定する施設やこれらに類するもの、及び認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）をいいます。
 - (7) 社会福祉施設とは、生活保護法、身体障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、社会福祉法等に規定する社会福祉施設（児童福祉施設に関するものを除きます。）及びこれらに類するものをいいます。
 - (8) 事業所とは、労働基準法に規定する事業所又は事務所をいいます。
 - (9) 寄宿舎とは、学生又は労働者を寄宿させる施設及びこれらに類するものをいいます。
 - (10) 矯正施設とは、刑事収容施設、刑事施設、少年院、少年鑑別所及びこれらに類するものをいいます。
 - (11) 自衛隊とは自衛隊法に規定する自衛隊をいいます。
 - (12) 一般給食センターとは、特定した施設に対して継続的に食事を供給している施設であって、(1) から(8)までに該当しない施設をいいます。
 - (13) その他施設とは、(1)から(12)までに該当しない施設をいいます。
- 2 給食の運営形態は、直営又は委託の別をいいます。委託の場合は、合わせて委託先の名称を記入してください。
- 3 予定給食数には、おやつ、補食は含めず、食事として栄養管理する夜勤食などがある場合は記入してください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)